

事務連絡
令和7年3月6日

各都道府県教育委員会就学事務担当課
各指定都市教育委員会就学事務担当課

御中

文部科学省初等中等教育局
初等中等教育企画課教育制度改革室

学校教育法施行令第9条第2項に基づく区域外就学に係る協議の方法について

平素より、教育施策の推進に当たり、多大なる御理解と御尽力をいただき厚く御礼申し上げます。

このたび、令和6年の地方分権改革に関する提案募集において、中核市市長会から「区域外就学に係る協議の簡略化」に関する御提案をいただき、当該御提案に係る内容も含めて「令和6年の地方からの提案等に関する対応方針」がまとめられました（下記参考参照）。

区域外就学を承諾するに当たり、学校教育法施行令（昭和28年政令第340号）第9条第2項に定める関係市町村教育委員会間の協議は、各市町村にその区域内の学齢児童生徒を就学させるのに必要な小中学校等を設置する義務が課されていること等を踏まえ、市町村教育委員会の就学事務や学校の教職員配置、施設・設備の管理等に支障をきたさないよう配慮したものです。また、当該協議を行うことにより、市町村教育委員会間で認識誤りを防ぐことができるなどの御意見も承知しているところ です。

一方で、区域外就学に係る協議については、当該市町村教育委員会間のやり取りに一定程度の時間を要してしまうこと、また、郵送事務や公印押印事務等の事務負担が生じていることなどが御提案に係る御意見として挙げられました。

以上を踏まえ、このたび、関係法令においてはもとより当該協議の具体的な方法については定めておらず、関係する自治体の判断に委ねられているところではありますが、区域外就学に係る関係教育委員会の事務負担が軽減されるよう、当該協議を書面で実施する場合においては、原則として、公印の押印が不要であり、文書の代替として公文書となる電子メール等のやりとりによる協議も可能であることについてお知らせいたします。

各教育委員会におかれては、これらの内容を御了知いただくとともに、区域外就学の手続における事務負担の軽減について御留意くださるようお願いいたします。また、各都道府県教育委員会におかれては、本事務連絡について、域内の市区町村（指定都市を除く。）教育委員会に対しても周知くださるようお願いいたします。

（参考）「令和6年の地方からの提案等に関する対応方針」（令和6年12月24日閣議決定）
https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/doc/r06/k_tb_r6_honbun_1.pdf

〈以下、該当部分抜粋〉

4 義務付け・枠付けの見直し等

（1）学校教育法（昭22法26）

- （ii）区域外就学に係る協議（施行令9条2項）については、市区町村の事務負担を軽減するため、当該協議を書面で実施する場合においては、原則として、公印の押印が不要であり、オンラインによる協議も可能であることを明確化し、市区町村に令和6年度中に通知する。

【本件担当】

初等中等教育局初等中等教育企画課
教育制度改革室義務教育改革係
電話：03-6734-4111（内線3923）
E-mail：syokyo@mext.go.jp